

第一七〇五號

伊勢國山田町

神都教會本部

神都
教會
永代
日月
參大
二神
樂會
會員
名簿

會員結集名簿取扱心得

一 本名簿 記名を求むる前に結集掛は本會の主旨を説示し寄附勸募の所爲に非ざること
を表明せらるべし

一 本名簿 は入會申込の名簿に付加入者の住所姓名記入の上調印を要するものをす

但寄寓者は現住の場所をも併記せらるべし

一 本名簿 は結集世話掛に預り置き加盟人を本部へ報告あるべし

一 本名簿 は永世本部に保存する者お付世話掛も悉皆記帳濟の上は本部へ返還せらるべし

一 會員 より納附する會費は入會后三ヶ月以内とす

但し結集掛の見込を以て延納或は分納するも妨げなし此場合に於ては豫め期日を定め申告すべ
きものとす

一 會費送金受取人は神都教會本部出納課へ宛るものとす

一 郵便爲換は(伊勢山田郵便局)銀行爲換は(山田銀行、百五銀行山田支店)
(三重銀行、明治銀行山田支店)とす

一 爲換証封入手紙は凡て書留郵便たるべし

一 通信料及爲換料は會費送金の際差引にせらるべし

縮言

恭んて伊勢兩 皇大神宮此御鎮座此傳記を惟みるに 入皇十一代垂仁帝
此御宇大和國笠縫此邑より 天照皇大御神を伊勢此五十鈴此川此に齋奉
り其後此一代 雄略帝此御宇丹波國比治此真奈并原より 豐受大御神を
伊勢山田に迎奉り此宮卷も畏れれ也も 天照皇大御神は曰此大神にま志
ま志て所も 御帝室此御太祖也崇祭務るる大宮 豐受大御神は五穀及
び蠶蛾を蠶也志山海此も此を掌せり正ふ大神此大宮に志て天下に在る也
何此ゆるも此也兩 皇大神此御恩澤を蒙るるも此也志恐多くも 我天
皇陛下は每歲三度此大祭ご也に勅使を兩 皇大神宮に差遣され奉幣此式
典を擧げを務玉ひ以て誠神此聖慮を表明志正ふ己に世此臣民が仰れ畏
み奉る所あり況んや苟も我帝國臣民たるも此此謹る一曰も此大義を疎に
志て可ふ此んや然り也雖も戸此各此其職せする所に齷齪也志或は遠路此
為多に自是拜禮此志を果す能はず暗此此中に誠神此義を闕如するに至る
嗚呼其罪や大ふり故に本會ハ 天照皇大御神此御孫饒速日命此聖教を天
下に擴張此為多明治廿七年十月十九日內務大臣子爵野村靖殿此認可務此れ
たる神理此教則に準律志周く同志を募り誠神者此為多特に海月兩 皇大神
宮へ代拜を勤多會員此名義を以て海軍新一月一日舊正月十五日新十月十六日此三
日に 皇大神宮御神樂殿に於て定例大士御神樂を奏行志以て神恩報謝此一助
民情和親此實を擡げん也す冀くハ同感此請彦續士加盟申込何此んことを

神都教會會長

從三位

清岡長延

神都教會名譽有功會員

貴族院議院議候

從二位勳三等伯爵 壬生基修

從二位 伯爵 油小路隆董

貴族院議員
華族會館分局長

從三位 子爵 久世通章

從四位 子爵 東坊城德長

正五位 子爵 六角玄通

◎ 教 憲

第一條 敬神愛國の旨を體すへき事

第二條 天理人道を明にすへき事

第三條 皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむへき事

◎ 教 誡

- 一 神の心にそむくことなかれ
- 一 政令にそむくことなかれ
- 一 世は大なる家なることを忘ることなかれ
- 一 人は怒ることも已れは怒ることなかれ
- 一 教の咎人もなるなかれ
- 一 祖恩を忘ることなかれ
- 一 禍を避け病の癒る厚き神徳を忘ることなかれ
- 一 己の身の分限をわすることなかれ
- 一 家業を忘ることなかれ
- 一 邪教を信することなかれ

◎ 規 定

第壹條 本會ハ皇祖皇宗ノ慈訓 皇上ノ詔勅ヲ奉體シ 天孫饒速日命ノ遺教ヲ擴伸スルヲ旨トス

第貳條 本會ハ永久 兩皇大神宮ヘ^{日參}代拜ヲナシ毎年新曆二月二日舊曆正月十五日新曆十月十六日ノ三回 皇大神宮御神樂殿ニ於テ

大々御神樂ヲ奏進シ會員及陸海軍人ノ安全、五穀豐熟、商工業、發達、漁業等繁榮満足ノ祈禱ヲ修ス

第參條 本會ヘ入會セントスルモノハ第一條ニ掲載スル主眼ニ乖反セサルコトナキハ勿論本教會ノ体面ヲ汚辱セサルコトナキ等ヲ

誓ヒ結集簿ニ住所姓名ヲ記シ捺印スベシ

結集簿ハ紙數滿載ノ上ハ合綴シ永久之ヲ保存スルモノトス

第四條 本會員ヲ四種ニ分チ名譽有功會員、名譽會員、特別會員、通常會員トス

名譽有功會員ハ本教會ニ對シ特殊ナル功勞ヲ與ヘシモノニ限リ會長之ヲ推薦ス

名譽會員、特別會員、通常會員ハ第五條ニ規定スル納金ノ種別ニ依ルモノトス

第五條 本會員ハ一度限リ左ノ會費ヲ納附スルモノトス

名譽會員ハ 金拾圓以上

特別會員ハ 金五圓以上

通常會員ハ 金壹圓以上

但名譽會員、特別會員ノ爲メ日參代拜ヲナシ通常會員ノ爲メ二月參代拜ヲナスモノトス

第六條 名譽會員ニ對スル交附品及待遇ハ左ノ如シ

- 一 會員証及徽章
- 一 大々御神樂一萬度祈禱大麻
- 一 御神饌
- 一 御神號(以上入會當時ニ限ル)

一 大々御神樂祈禱大麻 一路本曆（以上永久毎年々末）

一 大々御神樂祈禱大麻 一御神饌 一御神號盆 一兩宮見蒲其外名所古跡案内 一農業館、徴古館、賃日館、鑑覽券（以上參拜當時ニ限ル）

第七條 特別會員ニ對スル交附品及待遇ハ左ノ如シ

一 會員証及徽章 一 大々御神樂一萬度祈禱大麻 一 御神饌 一 御神號（以上入會當時ニ限ル）

一 大々御神樂祈禱大麻（永久毎年々末）

一 大々御神樂祈禱大麻 一 御神饌 一 兩宮案内 一 農業館鑑覽券（以上參拜當時ニ限ル）

第八條 通常會員ニ對スル交附品及待遇左ノ如シ

一 會員証 一 大々御神樂祈禱大麻 一 御神饌 一 御神號（以上入會當時ニ限ル）

一 大々御神樂祈禱大麻（入會ノ翌年ヨリ五ヶ年間毎年々末）（五ヶ年間ニ限ルト雖モ引續中大麻ノ送附ヲ望ムモノハ五ヶ年毎ニ相當ノ送附料ヲ納ムベシ）

一 大々御神樂祈禱大麻 一 御神饌 一 兩宮案内（以上參拜當時ニ限ル）

第九條 本會ハ第二條規定ノ外臨時大々御神樂ヲ奏行シ會員ハ勿論陸海軍人等ノ安寧福祉ノ祈禱ヲ修スルコトアルベシ

但其郡度報道ス

第十條 大々御神樂奏進ノ當日參拜ノ會員ハ宮中御神樂殿ニ遊キ大々御神樂ヲ奉拜シ御神酒ヲ拜戴スルヲ得

第十一條 會員參拜ノ節ハ必ス會員証ヲ携帯シ本教會ニ於テ指定ノ參拜所ニ到着シ教會本部ヘ通告スベシ

第十二條 本會員ハ永久持續スルモノニ依リ死亡繼承改姓名轉住等ノ節ハ本教會ニ申告シ會員証ノ更正等ヲ請求スベシ

明治三十五年四月十九日改正增補

伊勢國山田町

神都教會本部



明治 年 月 日
會員

縣 國 郡
村町大字

明治 年 月 日
會員

縣 國 郡
村町大字

明治 年 月 日
會員

縣 國 郡
村町大字

明治 年 月 日
會員

縣 國 郡
村町大字

明治 年 月 日
會員

縣 國 郡
村町大字

明治 年 月 日

會員

縣 國 郡 村町大字

明治 年 月 日

會員

縣 國 郡 村町大字

明治 年 月 日

會員

縣 國 郡 村町大字

明治 年 月 日

會員

縣 國 郡 村町大字

明治 年 月 日

會員

縣 國 郡 村町大字

前 者 考 會 本 音

